

在宅緩和ケアのご案内

北海道の医療連携推進事業の指定を受けて活動しています。

平成26年3月31日発行

発行 道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク

編集 道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク事務局

〒061-1417

恵庭市駒場町6丁目1番1号

医療法人社団 緩和ケアクリニック・恵庭

TEL 0123-35-3300 平日9:00～17:30



住み慣れた家や施設で
安心できる暮らしを

道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク編

目次

在宅緩和ケアとは 道央地区在宅緩和ケア・ネットワークの取り組み	3
訪問診療	4-5
訪問看護	6-7
訪問薬剤管理	8-9
福祉サービス	10-13
道央地区施設マップ	14-15

※文中の料金については、平成26年4月1日からの料金に基づいています。

●在宅緩和ケアとは●

治ることが困難な病気になったとき、高齢で動けなくなったとき、家で過ごしたいと希望する人は多いのですが、現時点では日本で亡くなる方の80%以上が病院、診療所で亡くなっています。住み慣れた自分の家(その他の施設なども含まれる)において、緩和ケア(ホスピスケア)を受けることができるシステムを「在宅緩和ケア」あるいは「在宅ホスピス」などと呼び、在宅ケアと緩和ケア(ホスピスケア)の二つの言葉から成り立っています。それは、その両方の要件を満たすことが条件で、家にも痛みなどの症状に悩まされることがなく、患者やその家族のQOL(生活の質、生命の質)が計られるためのチームケアです。症状にもよりますが、患者さんが過ごしたいと希望する場所を選択できることが大事であると考えております。

●道央地区在宅緩和ケア・ネットワークの取り組み●

従来、道央地域(千歳、恵庭、北広島)において、患者さんが家で過ごしたいと希望したとき、痛みなどのない状態で安心して家で過ごすためのシステムが整えられていませんでした。

私たちはこのような状況を改善しようと、2012年に「道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク」を結成しました。

このネットワークには、この地域の基幹病院、ホスピス、診療所、訪問看護ステーションなどが参加しています。

私たちの目標は「一般病院」、「緩和ケア病棟(ホスピス)」そして「自宅」のどこにいても24時間いつでも継続して、緩和ケア(ホスピスケア)が受けられるような地域作りです。

訪問診療



● 訪問診療とは ●

患者さんの都合などで病院に通院・入院することが困難な場合、あるいは家で療養したいとの思いがある場合、医師や看護師などの医療者がご家庭を訪問し、家での診察を可能にするのが訪問診療です。家での診察には、積極的な検査や治療が必要となった場合など不利な面もありますが、家での療養あるいは家での生活を最も大切にしたいとの思いがある場合には大事な選択肢の一つとなります。

● 在宅緩和ケアを目指して ●

治る事が困難な病気にかかったとき、家で療養したいとの願いは自然であり、選択肢の一つです。ただし家で療養するにしても痛みなどの辛い症状はコントロールされなければなりませんし、介護に疲れるご家族のケアも必要となります。また、医師や看護師などの訪問が定期的に行われなければならず、24時間相談可能でなければなりません。

さらに、何らかの理由で入院が必要なときにはそれができる体制でなければなりません。そのような十分な体制のもとで療養ができたとき、単なる在宅医療ではなく在宅緩和ケアと言うことができ、私たちが目指している医療となります。

● 訪問診療の相談窓口 ● 刊末のマップを参照してください。

● 訪問診療 Q & A ●

- Q** お医者さんはどのくらいの頻度で来てくれるのですか？
- A** 基本的に月2回(2週間に1回)程度ですが、状況によっては毎日でも可能です。
- Q** 痛みやその他の症状が出現した時、家でも大丈夫ですか？
- A** 在宅ホスピスを標榜している訪問診療医、訪問看護師がいれば大丈夫です。多くは対応可能です。ただし、入院が必要な場合は、すぐに入院できる体制をとっています。
- Q** 入院したいと思った時は再入院できるのですか？
- A** 何らかの理由で入院が必要であると判断された場合には訪問医や看護師と相談の上、入院受け入れの対応ができる体制をとっています。家族の介護負担を軽減するための入院も状況によっては可能です。
- Q** 料金はどのくらいかかりますか？
- A** 例①：75歳で後期高齢者医療受給(1割負担)月2回の訪問診療を受けるとすると、基本料はおおよそ1か月で6,000円～7,000円です。
- 例②：50歳で健康保険加入(3割負担)月2回の訪問診療を利用すると、基本料は1か月おおよそ20,000円です。
- 交通費は別途かかります(往復300円～1,500円)。その他、検査料なども別途かかります。加入している健康保険や医療費助成制度など利用している場合によって、自己負担額が変わってきます。
- 詳しくは各医療機関や医療福祉相談室にお尋ねください。

訪問看護

訪問看護は、長年住み慣れた地域や我が家で「自分らしく暮らしたい」「最期まで自宅で過ごしたい」そんな願いを実現できるよう専門知識と技術を持った看護師等が主治医と連携して誰もが安心して生活できるようサポートします。

● 具体的内容 ●

- 病状の観察、薬、点滴の管理
- 痛みのコントロール
- カテーテル等の管理
- リハビリテーション
- 食事、水分、栄養状態の管理
- 清拭、洗髪、口腔ケア
- 排泄の介助
- 床ずれの予防と処置
- ご家族などへの介護相談
- 医師や薬剤師、その他の職種と連携

● 利用料金について ●

介護保険利用の場合

利用時間などにより1回約500円～1,200円

医療保険の場合

医療費負担割合により1回約850円～4,000円

※医療保険の公費負担医療制度については別途ご相談ください。

※その他、各種加算や交通費などがあります。

● 申し込み方法 ●

- 定期的に通院または往診をしてもらっている方は、かかりつけの医師にご相談ください。
- 介護保険をお持ちの方は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。
- 直接、訪問看護ステーションや訪問看護室にご相談していただいても構いません。



● 訪問看護 Q & A ●

- Q どのような人が利用できますか？
- A かかりつけの医師が必要と認めた方で、小児から高齢の方まで各年齢層の方々にご利用いただけます。
- Q 週に何回訪問してもらえますか？
- A 介護保険の場合はケアプランに基づき、必要に応じて訪問します。医療保険の場合は原則として週3回ですが、毎日訪問することも可能です。
- Q 何人くらいで来るのですか？
- A 基本的に1人で伺います。
- Q 緊急のときは？
- A 緊急時訪問体制がある事業所では、24時間いつでも対応します。

訪問 薬剤管理

ご自宅や各種高齢者施設に薬剤師が訪問して、患者さんのお薬の管理や相談に応じます。

● 具体的内容 ●

- 処方せんに基づき、一包化・錠剤の粉碎など状態に合わせた調剤
- 配薬などのお薬の準備、残薬管理などのお手伝い
- 服薬状況などから副作用の予知と早期発見
- 医師の往診同行や、ご家族・施設スタッフの相談に応じます
- 24時間365日、薬局スタッフと連絡を取れる体制
- 衛生用品や一般医薬品や特定機能食品などの相談

● 対象者 ●

- 医師の訪問診療及び往診を受けている方
- 要支援、要介護などの介護認定を受けている方
- 病院通院や薬局来局が1人では困難な方

上記の方を対象に、患者様ご自身やご家族、医師、看護師、ケアマネジャー、施設スタッフなどから依頼を受け、担当医の指示のもと訪問いたします。

● 対応可能薬局（千歳市、恵庭市、北広島市） ●

札幌薬剤師会の検索システムがございます。

『在宅医療受入可能薬局検索システム』

<http://www.satsuyaku.or.jp/>

いつもお薬をもらっている「かかりつけ薬局」にご相談ください。

● 利用料金について ●

法令に基づき、お薬代とは別に、1回の訪問ごとに費用がかかります。

居宅療養管理指導費（介護保険）

1割負担で 350円～550円

訪問薬剤管理指導料（医療保険）

1割負担で 300円～650円

また、お薬の内容などによっても変わりますのでご相談ください。
（別途、交通費が実費でかかります。）



● 訪問薬剤管理 Q & A ●

Q お薬代が高くなるのではないですか？

A 上記（利用料金参照）のように負担金額は増えてますが、残薬管理や他院からのお薬を管理することによる減薬やジェネリック医薬品の積極使用により、お薬代を下げよう努めます。

Q 薬を届けてくれるだけでしょ？

A 薬の宅配とは違います。患者様やご家族、介護スタッフから情報を収集し、服薬状況から副作用の早期発見やその方にあった服薬方法をご提案し、医師やケアマネジャーなどにも報告いたします。

福祉サービス

1 福祉サービスについて

安心して在宅で療養生活を送るために、さまざまな福祉サービス、制度を活用することで、ひとり暮らしの方でも安心して在宅での療養を行うことが可能となります。

2 介護保険制度

65歳以上で介護が必要な方、又は40歳以上64歳未満でがんの病状により介護が必要な方は、介護保険制度を申請し要介護認定を受けることによりサービスを利用することができます。

3 介護保険制度を利用する場合の相談窓口

要介護認定を受けてから、介護保険サービスを利用する場合は、介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談の必要があります。

要介護認定によっては相談窓口が異なります(要支援は、地域包括支援センター、要介護は居宅介護支援事業所)のでご注意ください。どのように在宅で過ごしたいかを介護支援専門員に相談し、具体的な介護保険サービスを活用することとなります。

介護度		相談窓口
要支援1	社会的支援を要する場合	地域包括支援センター
要支援2		
要介護1	部分的な介護を要する状態	居宅介護支援事業所の 介護支援専門員 (ケアマネジャー)
要介護2	軽度の介護を要する状態	
要介護3	中等度の介護を要する状態	
要介護4	重度の介護を要する状態	
要介護5	最重度の介護を要する状態	

4 自宅に訪問し受けられることができる主な介護保険サービス

訪問介護	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。
訪問入浴介護	専門のスタッフが自宅を訪問し、浴槽を提供して入浴介護を行います。
訪問リハビリテーション	専門のリハビリスタッフが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。
訪問看護	自宅に看護師が訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。
福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるために福祉用具を貸与します。
特定福祉用具販売	入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売し、その購入費を支給します。
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際に20万円を上限に9割の費用を支給します。
通所介護	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援などを日帰りで行います。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを日帰りで行います。
短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護老人福祉施設や医療施設に短期期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

● 福祉サービス Q & A ●

Q 介護保険制度を活用したい場合はどこに相談すればいいのですか？

A 居住の市町村の介護保険窓口、又は地域包括支援センターにご相談ください。また、医療機関で医療ソーシャルワーカーがいる場合は、そちらにご相談ください。

Q 介護保険利用までの流れについて教えてください。

A 介護保険を利用するためには要介護認定の申請を市町村に行う必要があります。その際に、かかりつけの医療機関を記載していただきます。申請後は、市町村職員が自宅などに訪問して身体状況の把握を行う訪問調査とかかりつけの医師に主治医意見書の提出を依頼します。これらの書類がそろった上で介護度が判定され、認定結果が通知されます。申請してから原則30日以内に認定結果がでます。

Q 今後、電動ベッドや車いすを使わなければ自宅で生活できない場合はどうしたらよいでしょうか？

A 介護保険サービスの福祉用具貸与で車いすや電動ベッド、歩行器などを貸与することができます。ただし要支援1・2、および要介護1の人は車いすや電動ベッドなどを利用できません。具体的な活用については、介護支援専門員にご相談ください。
なお、車いすについては社会福祉協議会での貸出、福祉用具事業所で有料で貸出している場合がありますのでそれぞれの窓口にご相談ください。

Q 酸素療法を自宅ではすることは可能でしょうか？

A 自宅で酸素療法を行うためには酸素濃縮器などが必要となりますので、主治医にご相談ください。酸素濃縮器は電気を利用しますので負担となる電気料金の一部を助成する制度もありますので、居住の地域を管轄する保健所にご確認ください。

Q 要介護認定を受ければ、ずっと同じ介護度のままなのでしょうか？

A 要介護認定は有効期限があり、初めての認定の場合は原則6か月(更新認定は12か月)となります。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期限満了前に更新、又は変更手続きを行ってください。
また、介護認定を受けた後に、介護が必要な程度に変化があった場合は、認定の変更が可能な場合がありますので、担当の介護支援専門員にご相談ください。

Q 要介護認定を受けていないのですが、訪問看護を利用することは可能でしょうか？

A かかりつけの医師が訪問看護の必要性があると判断した場合に利用できますので、まずはかかりつけの医師にご相談ください。
介護保険制度を利用して訪問看護を利用する場合は、要介護度や他のサービス利用状況によって利用できる回数や時間数に制約があります。ただし、癌終末期の場合や病状悪化にともないかかりつけの医師から特別な指示がでた場合などは、医療保険にて訪問看護を利用することが可能となります。

Q 在宅で緩和ケアを受けた場合の費用はどうなるのか？

A 在宅での緩和ケアを受ける場合も、高額療養費制度が活用できます。
高額療養費制度は、1か月の自己負担分が高額になった時、一定の金額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻される制度です。この自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なりますので、制度の活用を含めた相談は病院の医療ソーシャルワーカー、又はご加入されている健康保険の窓口にご相談ください。

道央地区 施設マップ

道央地区在宅緩和ケア・ネットワーク参加施設

● 医療機関 ●

- 1 市立千歳市民病院
- 2 いがらし内科
- 3 柏陽診療所
- 4 かたおか循環器内科クリニック
- 5 すずき眼科
- 6 福原医院
- 7 緩和ケアクリニック・恵庭
- 8 恵み野病院
- 9 西の里恵仁会病院
- 10 北広島病院

● 訪問看護ステーション ●

- 11 千歳訪問看護ステーション
- 12 訪問看護ステーション明日葉
- 13 訪問看護ステーションつばさ
- 14 訪問看護ステーションしのめ
- 15 訪問看護ステーションゆうび
- 16 訪問看護ステーションわかち愛
- 17 恵庭訪問看護ステーション
- 18 恵み野病院訪問看護室はあと
- 19 緩和ケアクリニック・恵庭訪問看護室
- 20 北広島訪問看護ステーション
- 21 訪問看護ステーションかえで
- 22 北広島訪問看護ステーション四恩園



● 薬局 ●

- 23 なの花薬局 千歳北陽店
- 24 ちとせ市民調剤スギハラ薬局
- 25 クリオネ新富薬局
- 26 スギハラ薬局しのめ調剤
- 27 なの花薬局 千歳店
- 28 あしたば薬局 千歳店
- 29 ノルデン薬局 北千歳店
- 30 パルス薬局 めぐみの店
- 31 めぐみ野駅前調剤薬局
- 32 アルファ調剤薬局 恵み野店
- 33 パルス薬局 恵庭店
- 34 アイン薬局 恵庭店
- 35 なの花薬局 恵庭店
- 36 柏陽調剤薬局
- 37 なの花薬局 恵庭黄金店
- 38 イチフジ薬局 北広島店
- 39 なの花薬局 北広島中央店
- 40 ノルデン薬局 北広島広葉店
- 41 泉調剤薬局
- 42 くりはら薬局
- 43 コスモス保険薬局 大曲店
- 44 なの花薬局 北広島美沢店

相談窓口

在宅がん緩和ケアについて詳しく知りたいという方は、次の医療機関にお問い合わせください。安心して療養生活を送ることができるよう、ご相談に応じ、お手伝いいたします。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 市立千歳市民病院地域医療連携室 | ☎(0123)24-3000(代) |
| 恵み野病院地域医療連携室 | ☎(0123)36-7555(代) |
| 緩和ケアクリニック・恵庭 | ☎(0123)35-3300 |